

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当することの説明</p>
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>GrayKeyとは、iPhoneなどのiOSを搭載するデバイスから高度な技術によりデータを抽出できるソフトウェアである。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>GrayKeyは、アメリカ合衆国に本社を構えるMagnet Forensics LLC.社が開発した商品であり、日本国内においては、クオリティネット株式会社のみが唯一の販売代理店である。</p>